

新潟市・新津市合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 新潟市及び新津市(以下「両市」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、新潟市・新津市合併協議会と称する。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、両市の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、両市の長が協議して、次条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、次条第1項に定める委員の互選による。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市の長及び助役
- (2) 両市の議会の議長
- (3) 両市の議会の議長がそれぞれ推薦した当該議会の議員
- (4) 両市の長が協議して定めた学識経験者

- 2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、両市の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会に要する経費は、両市が負担する。

(監査)

第13条 協議会の出納の監査は、会長が両市の監査委員各1人に委嘱して行う。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、両市の長が協議して定める。

(協議会解散の場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他必要事項)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。